

○厚生省告示第百八十二号

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成六年三月厚生省告示第七十二号)に基づき、厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法(平成十二年三月厚生省告示第八〇厚生省告示第百八十三号)

十号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

別表第五中第四号を次のように改める。
四 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域

○厚生省告示第百八十四号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十四条の規定に基づき、医療等以外の保健事業の実施の基準(昭和五十七年十一月厚生省告示第百九十二号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣 丹羽 雄哉

本文中「保健師」の次に「保健士を含む。以下同じ。」を加え、「市町村相互間の連絡調整等」を「市町村相互間及び市町村と医療保険各法その他の法令に基づき医療に関する給付を行う保険者等との連絡調整」と改める。

実施の基準の第 4 の 2 の次に次のように加える。
3 健康教育の指導担当者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士その他生活習慣病の予防、健康増進等に関し知識経験を有する者をもって充てる。

Table with 2 columns: 個別健康教育, 集団健康教育, 介護家族健康教育. Rows describe target groups and implementation methods.

実施の基準の第 4 の 2 の次に次のように加える。
3 健康教育の指導担当者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士その他生活習慣病の予防、健康増進等に関し知識経験を有する者をもって充てる。

実施の基準の第 4 の 2 の次に次のように加える。
3 健康教育の指導担当者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士その他生活習慣病の予防、健康増進等に関し知識経験を有する者をもって充てる。

Table with 2 columns: 歯周疾患検査, 骨粗鬆症検査, 健康度評価. Rows describe examination methods and evaluation criteria.

実施の基準の第 4 の 4 中ただし書を追加。
実施の基準の第 4 の 1 中「医療終了後も継続して心身の機能を維持回復するための」を「心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための」と改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、医療におけるリハビリテーションを要する者及び介護保険法による訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションを受けることができる者については、この限りでない。
実施の基準の第 5 の 2 の(3)ウ中「手工芸」の次に「による応用動作訓練」を加え、同(4)中「及びスポーツ」を、「スポーツを通じて体力増進及び交流の促進」と改め、「エレクトロニクス」の次に次のように加える。

- イ 転倒予防等介護を要する状態となることへの予防を目的とした訓練
ロ 生活習慣病の予防に関する指導
ハ 介護を要する状態となることへの予防に関する指導
ニ 保健医療サービス及び福祉サービス等の活用方法に関する指導
ヒ 家族介護を担う者の健康管理に関する指導
ホ その他家庭における療養方法に関する指導

○厚生省告示第百八十五号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法第十八条第二項の規定に基づき厚生大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成三年四月厚生省告示第八十二号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日
厚生大臣 丹羽 雄哉
「電動タイプライター」を削り、「歩行支援用具」の下に「居宅生活動作補助用具」を加える。

○厚生省告示第百八十六号
知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の三第三項の規定に基づき、知的障害者福祉法第十五条の三第三項の規定に基づき厚生大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具(平成三年四月厚生省告示第八十三号)の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日
厚生大臣 丹羽 雄哉
「電動歯ブラシ」を削る。

八 通知
 第八条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスへの提供に関する指導に従わないとき。
 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスを受け、又は受けようとしたとき。

〇厚生省告示第九十二号
 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第一条第一項、第二条並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

一 災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等（昭和四十八年政令第三百七十四号）以下「令」という。第一条第一項に規定する厚生大臣が定める程度は、一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が五あることとする。この場合において、住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第二項に定める算定方法の例によるものとする。

二 令第一条第一項の規定により第一号に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として厚生大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

イ 被害が発生した市町村をその区域を含む都道府県の区域内において生じた災害であつて、住居の滅失した世帯の数が五以上の市町村が三以上存在するもの（第一に定める程度以上の災害を除く。この場合において、住居の滅失した世帯の数の算定に当たっては、災害救助法施行令第一条第二項に定める算定方法の例によるものとする。）
 ロ 被害が発生した市町村をその区域を含む都道府県の区域内において生じた災害であつて、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する救助（以下「救助」という。）が行われたもの（第一号及びイに定める程度以上の災害を除く。）

ハ 救助が行われた市町村をその区域を含む都道府県が二以上あるもの（第一号並びにイ及びロに定める程度以上の災害を除く。）

三 令第二条に規定する厚生大臣が定める給付金は、救助に協力する者が、災害救助法第二十九条の規定により支給される扶助金とする。
 四 令第七条第一項に規定する厚生大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、次に掲げる場合とし、その場合における災害援護資金の限度額は、それぞれの場合に定める額とする。

この場合において、被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならぬ等の特別の事情がある場合のロの②の適用については、「百七十万円」とあるのは、「二百五十万円」とする。

イ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）以下「法」という。第十条第一項第一号に掲げる被害があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 (1) 法第十条第一項第二号に掲げる損害がない場合 百五十万円
 (2) 法第十条第一項第二号の家財の損害があり、かつ、同号に掲げる住居の損害がない場合 二百五十万円
 (3) 住居が半壊した場合（被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合を除く。） 二百七十万円
 ロ 法第十条第一項第一号に掲げる被害がない場合、かつ、次のいずれかに該当する場合
 (1) 法第十条第一項第二号の家財の損害があり、かつ、同号に掲げる住居の損害がない場合 百五十万円
 (2) 住居が半壊した場合 百七十万円
 (3) 住居が全壊した場合（住居の全体が滅失し、若しくは流失した場合及び被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合を除く。） 二百五十万円
 情がある場合を除く。） 二百五十万円
 令第七条第二項に規定する厚生大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市町村長が特に必要と認めた場合とする。

イ 災害援護資金の貸付が行われる被害を受けた時の前一年以内に法第十条第一項の被害（自然災害以外によつて生ずる被害で、これに相当するものを含む。）を受けた場合
 ロ 当該被害の原因となつた災害により世帯主が死亡した場合又は世帯主が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条に規定する障害者となつた場合
 ハ 生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯が被災した場合
 ニ 当該被害の原因となつた災害により住居が全壊した場合

〇厚生省告示第九十三号
 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の二第七号の規定に基づき、介護保険法施行規則第八十二条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。
 平成十二年三月三十一日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付
 介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付（平成十二年三月厚生省告示第九十四号）に定める給付
 〇厚生省告示第九十五号
 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第九十八条第九号の規定に基づき、介護保険法施行規則第九十八条第九号の規定に基づき厚生大臣が定める給付を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。
 平成十二年三月三十一日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

一 昭和三十九年四月十日衛生省令第二百六十六号厚生省公衆衛生局長通知「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」による療養の給付
 二 昭和四十八年四月十七日衛生省令第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 三 昭和五十九年四月十日衛生省令第二百六十六号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
 四 昭和五十九年十月二十九日環境省令第四百三十四号環境事務次官通知「公害医療研究費の国庫補助について」の研究治療費支給事業実施基準による研究治療費の支給
 五 平成元年七月二十四日健康保険法第八百九十六号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 六 平成四年四月三十日環境省令第二百二十七号環境事務次官通知「水保病総合対策費の国庫補助について」による療養費の支給
 七 平成十二年三月十七日健康保険法第四百七十五号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付
 八 平成十二年三月十七日健康保険法第四百七十六号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付
 九 別に厚生大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号））第四条に規定する指定訪問介護をいう。）に係る介護の給付

〇厚生省告示第九十四号
 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第八十三条の三第五号の規定に基づき、介護保険法施行規則第八十三条の三第五号の規定に基づき厚生大臣が定める給付を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。
 平成十二年三月三十一日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

介護保険法施行規則第八十三条の三第五号の規定に基づき厚生大臣が定める給付
 介護保険法施行規則第八十三条の三第五号の規定に基づき厚生大臣が定める給付（平成十二年三月厚生省告示第九十四号）に定める給付
 〇農林水産省告示第四百九十七号
 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百二十条の十四第六項の規定に基づき、平成十二年産の秋穫えびれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びホップに適用する単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。
 平成十二年三月三十一日
 農林水産大臣 玉沢徳一郎
 （次のように、省略し、その関係書類を関係道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

介護保険法施行規則第八十三条の三第五号の規定に基づき厚生大臣が定める給付
 介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付（平成十二年三月厚生省告示第九十四号）に定める給付
 〇厚生省告示第九十五号
 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第九十八条第九号の規定に基づき、介護保険法施行規則第九十八条第九号の規定に基づき厚生大臣が定める給付を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。
 平成十二年三月三十一日
 厚生大臣 丹羽 雄哉

一 昭和三十九年四月十日衛生省令第二百六十六号厚生省公衆衛生局長通知「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」による療養の給付
 二 昭和四十八年四月十七日衛生省令第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 三 昭和五十九年四月十日衛生省令第二百六十六号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
 四 昭和五十九年十月二十九日環境省令第四百三十四号環境事務次官通知「公害医療研究費の国庫補助について」の研究治療費支給事業実施基準による研究治療費の支給
 五 平成元年七月二十四日健康保険法第八百九十六号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
 六 平成四年四月三十日環境省令第二百二十七号環境事務次官通知「水保病総合対策費の国庫補助について」による療養費の支給
 七 平成十二年三月十七日健康保険法第四百七十五号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付
 八 平成十二年三月十七日健康保険法第四百七十六号厚生省保健医療局長通知「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」による介護の給付
 九 別に厚生大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号））第四条に規定する指定訪問介護をいう。）に係る介護の給付

〇農林水産省告示第四百九十七号
 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百二十条の十四第六項の規定に基づき、平成十二年産の秋穫えびれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びホップに適用する単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。
 平成十二年三月三十一日
 農林水産大臣 玉沢徳一郎
 （次のように、省略し、その関係書類を関係道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

介護保険法施行規則第八十三条の三第五号の規定に基づき厚生大臣が定める給付
 介護保険法施行規則第八十三条の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付（平成十二年三月厚生省告示第九十四号）に定める給付
 〇農林水産省告示第四百九十七号
 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百二十条の十四第六項の規定に基づき、平成十二年産の秋穫えびれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びホップに適用する単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。
 平成十二年三月三十一日
 農林水産大臣 玉沢徳一郎
 （次のように、省略し、その関係書類を関係道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）